

消費税率引き上げに伴う一部繰り上げ返済手数料の改定のお知らせ

平成 26 年 4 月 1 日（火）からの消費税率引き上げに伴い、財形持家転貸融資の一部繰り上げ返済にかかる手数料を改定させていただくことといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 改定理由

消費税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が 5%から 8%に引き上げられることに伴い、一部繰り上げ返済手数料を改定いたします。

なお、今回の手数料改定は、増税分を手数料に反映させていただくものであり、税抜き手数料は変更しておりません。

2. 改定日

平成 26 年 4 月 1 日（火）

3. 改定内容

財形持家転貸融資の一部繰り上げ返済にかかる手数料（1 件あたり、消費税込み）

一部繰り上げ返済後の残高の償還方法	現行	改定後
(1) 返済期間を短縮するもの	3,150 円	3,240 円
(2) ローン返済金（元利均等）の額またはローン元金（元金均等）の額を変更するもの	5,250 円	5,400 円

【お問い合わせ先】

勤労者退職金共済機構勤労者財産形成事業本部 回収課 電話 03-6731-2946